商品概要説明書

ジャックスローン (リフォーム)

(令和7年10月1日現在)

ジャックスローン(リフォーム)
○個人の方。
○お借入時の年齢が満 20 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 75 歳以下の方。
○安定・継続した収入のある方。
○本人、配偶者またはご家族(二親等以内)が住居を所有している方。
○過去に不渡り、延滞等の事故がない方。
○リフォームローンまたは住宅ローンの借換を資金使途に含む場合は、その借換対
象ローンに直近6ヵ月以内で返済遅延がない方。
○株式会社ジャックスの保証が受けられる方。
○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。
○次のご資金が対象です。
①増改築・改修・補修資金
②キッチン、バス、トイレなどのリフォーム資金
③家庭用蓄電池・太陽光発電システム(50 k w未満)などの住宅設備資金
④門塀、造園、車庫などのエクステリア資金
⑤上記①~④以外で J A が認めた資金
⑥リフォームローンの借換資金
⑦上記①~⑤の資金と同時に購入する家電・家具などの資金
但し、事業性資金・投機等不健全な資金は除きます。
○10万円以上 1,500万円以内(1万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。
ただし、農業従事者を除く自営業者は 1,000 万円以内とする
また、資金使途⑦については50万円までとします。
また、借換資金のみの場合は、残存一括償還金額を上限とします。
○6ヶ月以上 20 年以内(1ヵ月単位)とします。
但し、借換資金のみの場合は、残存償還期間以内とします。
○変動金利型
お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライムレー
ト)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更
いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、次回基準日までに
基準金利(住宅ローンプライムレート)が年 0.5%以上乖離した場合は 1 か月後の
応答日より適用利率を見直しさせていただきます。
お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプライムレ
ート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率

	を変更いたします。				
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 JA の融資窓口へお問い合わせく				
	ださい。				
	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月				
 返済方法	返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して				
及仍万亿	返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、				
	1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。				
担保	○不要です。				
保証人	○当 J A が指定する保証機関(株式会社ジャックス)の保証をご利用いただきます				
水血火	ので保証人は不要です。				
	○分割後払方式				
保証料	約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。				
	なお、保証料はお借入金利に含まれます。				
	○当 J A所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。				
	お借入金額が 1,000 万円以内、かつ、お借入期間が 15	年以内の場合は、国	団体信		
	用生命共済への加入は任意(加入できない方を含みます)とします。				
	なお、共済掛金は、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表				
団体信用生命	記載の加算利率分高くなります。				
共済	団体信用生命共済名	加算利率			
	団体信用生命共済(特約なし) なし				
	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.10%			
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.15%			
9 大疾病補償	○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては				
保険	借入利率に以下の利率が加算されます。				
	年0.32%				
	○新規事務取扱手数料…5,500 円(税込)				
	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次				
	の事務手数料が必要です。				
手数料	① 全額繰上返済の場合・・・3,300 円 (税込)				
	② 一部繰上返済の場合・・・3,300 円(税込)				
	○インターネットバンキングによる一部繰上返済の場合				
	①繰上返済手数料は無料です、				
	②約定返済後の残高の90%が、1回あたりの返済上限額です。				
	③ 1回あたりの返済下限額は10,000 円です。				
	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,500 円				
	(税込)の条件変更手数料が必要です。				

○苦情処理措置

本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J A 本支店(所)またはリスク管理部審査課(電話:042-666-6511)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

また、JAバンク相談所(電話: 03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。

○紛争解決措置

外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。

苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容

名称	電話番号	受付日	受付時間			
東京弁護士会	03-3581-0031	月~金(祝日、	9:30~12:00			
紛争解決センター	03-3301-0031	年末年始を除く)	13:00~15:00			
第一東京弁護士会	03-3595-8588	月~金(祝日、	10:00~12:00			
仲裁センター	03-3393-6366	年末年始を除く)	13:00~16:00			
第二東京弁護士会	03-3581-2249	月~金(祝日、	9:30~12:00			
仲裁センター	03-3301-2249	年末年始を除く)	13:00~17:00			

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」 という。)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意 向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等 により、共同して解決に当ります。
- ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませ ん。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせ ください。

その他

- ○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関(株式会社ジャックス)において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ○印紙税が別途必要となります。
- ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。